テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

提出建類・ 壬続き

| 提出 | 提出書類・手続き (赤字:R5主な修正点 | | |
|----|---|--|--|
| No | 質問 | 回答 | |
| 1 | 居住予定者である場合、提出書類は何が必要ですか。 | 実績報告時に、対象住宅に居住している(引っ越した)ことが確認できる書類(住民票の写し)を提出してください。 | |
| 2 | 申請書等の提出はどのような方法がありますか。 | ○申請受付窓口(静岡県テレワーク対応リフォーム補助制度、ホームページ)へのオンラインによる申請のみです。○郵送による提出は受け付けません。 | |
| 3 | | 補助金に関する提出書類の様式は、静岡県テレワーク対応リフォーム補助制度のホームページに掲載しています。 | |
| 4 | 交付申請時に提出する属性別添付書 類のうち、「当該住宅の所有を証明 する書類」とは、どのような書類で しょうか。 | ○申請者の住所、氏名が記載された固定資産税・都市計画税納税 通知書(家屋)又は登記事項証明書(建物)です。申請の際は写 しを添付してください。なお、発行後1年以内のものに限りま す。 ○上記書類により、昭和56年6月1日以降に建築に着手したこと がわかれば、「耐震性を有する住宅であることが確認できる書 類」の提出を省略することができます。 | |
| 5 | 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類は、どのような書類が必要でしょうか。 | 申請する住宅の建築工事着手年度により、以下の書類を提出してください。 〇昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等 〇昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの 木造住宅耐震診断結果報告書、耐震診断の結果(プロジェクト 「TOUKAI-0」総合支援事業)、耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類(市町が発行する補助金確定通知、写真等)、耐震対策を実施することを説明する書面(任意様式) | |
| 6 | 補助事業着手日とは、実際にリフォーム工事に着手した日ですか、 それとも、契約日ですか。 | 補助事業着手日とは契約日です。リフォーム工事の着手や支払い(前払いを含む。)は契約日以降としてください。 | |
| 7 | 補助事業完了日とは、工事完了日ですか、それとも、リフォーム費用支払い完了日ですか。 | リフォーム費用支払い完了日です。 | |

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

提出書類・手続き

| 提出書類・手続き (赤字:R 5 主な修 | | |
|-----------------------------|--|---|
| No | 質問 | 回答 |
| 8 | リフォーム完了後に引っ越す予定であり、現在は違う場所に住んでいますが、どのような書類を提出すればよいですか。 | ○交付申請時には、図面等の余白に「リフォーム後転居予定」である旨を記載してください。 ○実績報告時には、転居が確認出来る住民票の写しを添付してください。 |
| 9 | 書など所有を証明する書類の用意に | ○売買契約書(または賃貸借契約書) |
| 10 | 昭和56年6月1日以前に建築に着手した住宅の場合、どのような書類を提出すればよいですか。 | 以下の書類を提出してください。 ○「TOUKAI-0」総合支援事業の実施等により耐震性が確保された住宅(耐震工事を行った住宅の住所が、確認出来ることが必須) →当該事業の交付決定(または確定)通知書の写し(対象住宅が特定できることが必要) ○耐震診断の結果、耐震性が確認できた住宅 →耐震診断報告書(診断者の資格及び氏名の記載が必要) ○耐震シェルター又は防災ベッドが導入された住宅 →導入している状況がわかる写真 ○耐震補強工事予定である場合 →交付申請時には補強計画の内容と時期がわかる書類 実績報告時には補強工事に着手済であることがわかる書類 |
| 11 | 領収書の宛名や工事請負契約の名義 は申請者と異なっても良いですか。 | 領収書の宛名や工事請負契約の名義は、申請者名としてください。 なお、申請者は、住宅を所有又は賃貸する者の2親等までの方が申請することができます。 |
| 12 | 普通預金の口座を持っていません。 補助金の支払先は、申請した者でなければなりませんか。 | 原則、申請者の普通預金の口座に支払いますが、申請者以外の口座に支払う場合は、委任状を添付してください。その場合、押印が必要です。 |

テレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

提出書類・手続き

| 提出書類・手続き | | (赤字:R5主な修正点) |
|----------|------------------|--------------------------------|
| No | 質問 | 回答 |
| | リフォーム工事の施工方法を少し変 | ○当初予想できず止むを得ず補助金額が増額となる場合には、変 |
| | 更した結果、申請書に記載した全体 | 更申請承認書の提出が必要となります。 |
| | 事業費(補助対象工事費)が変更と | ○補助金額の変更はないものの全体事業費の20%を超える変更や |
| | なりました。その場合、何か手続き | 廃止の場合も手続きが必要です。 |
| 13 | が必要ですか。 | ○それ以外の場合は、実績報告書提出時に、収支決算書に変更後 |
| | | の全体事業費を記載願います。 |
| | | |
| | | |
| | | |